

妊娠高血圧症候群等医療費助成の申請について

1 制度の概要

妊娠高血圧症候群等であって、指定医療機関の医師が入院を必要と認め条件を満たした妊婦に対し、医療費等の助成を行います。

※指定医療機関の指定については直接医療機関にお問い合わせください。

2 対象疾病

疾病の範囲：妊娠により入院医療を必要とする下記の疾病及びその続発症

- (1) 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患
- (2) 糖尿病及び妊娠糖尿病
- (3) 貧血
- (4) 産科出血
- (5) 心疾患

※別紙「妊娠高血圧症候群等医療費助成認定基準」を満たすものに限ります。

3 対象者

港区に住民登録があり、下記（1）又は（2）に該当する方

（生活保護受給世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に属する方を除きます。）

- (1) 前年分の総所得税額が30,000円以下の世帯
- (2) (1)以外の方で入院見込み期間が26日以上の方

4 申請期間

当該退院の日から3か月以内（3か月を超えた場合は申請できません。）

5 支給内容

助成金額は妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、健康保険を適用して生じる自己負担額（入院時の食事療養費、その他保険適用外の費用を除く）に限ります。

6 納付について

- (1) 助成が決定した方へは、助成金額が記載された「請求書」をお送りします。「請求書」に必要事項を記入し、区に返送することで、指定の口座に助成金をお振り込みします。
- (2) 申請書類等に不備がない場合は、申請から請求書の送付まで約1か月、請求書を区に返送後、お振り込みまで約1か月程度かかります。

7 申請書等配布・提出先 問い合わせ先

みなと保健所 健康推進課 地域保健係

〒108-8315 港区三田1-4-10

TEL 6400-0084

- ・手続きに関する詳しいお問い合わせは上記にお電話ください
- ・郵送での手続きも可能です。

各地区（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）総合支所区民課保健福祉係でも申請書等配布・提出ができます。

提出書類は裏面へ

8 提出書類

次の1～7は必ず提出してください。ただし、7は交付までに時間がかかる場合がありますので、7以外の書類を退院日から3か月以内に提出してください。

8は港区の住民登録の時期によって提出不要となる場合があります。

No	必要書類	備考															
1	医療費助成申請書	申請者が記入してください。															
2	診断書	担当医師が記入してください。															
3	療養証明書	医療機関が記入してください。															
4	世帯調書	申請者が記入してください。															
5	健康保険証のコピー	限度額適用認定証をお持ちの方は、そのコピーも必要です。															
6	病院に支払いをした際の領収書のコピー																
7	加入している健康保険から交付を受けた「高額療養費支給決定通知書」のコピー																
8	所得関係書類 <u>(港区の住民登録の時期によって提出が不要の場合があります。)</u>	<p>世帯で所得税が課されている方全員分が必要です。 «次のいずれかを提出してください»</p> <ul style="list-style-type: none">・住民税課税（非課税）証明書・住民税額決定通知書・確定申告書のコピー（税務署受付印のあるもの）・源泉徴収票のコピー <p>«申請月によって対応する資料が異なります»</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請月</th><th>・住民税課税（非課税）証明書 ・住民税額決定通知書</th><th>・確定申告書コピー ・源泉徴収票コピー</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年4月～6月</td><td>令和3年度</td><td>令和2年分</td></tr><tr><td>令和4年7月～令和5年6月</td><td>令和4年度</td><td>令和3年分</td></tr></tbody></table> <p>«ただし、下表にある基準日に港区に住民登録のある場合には原則提出不要です»</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請月</th><th>基準日</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年4月～6月</td><td>令和3年1月1日</td></tr><tr><td>令和4年7月～令和5年6月</td><td>令和4年1月1日</td></tr></tbody></table>	申請月	・住民税課税（非課税）証明書 ・住民税額決定通知書	・確定申告書コピー ・源泉徴収票コピー	令和4年4月～6月	令和3年度	令和2年分	令和4年7月～令和5年6月	令和4年度	令和3年分	申請月	基準日	令和4年4月～6月	令和3年1月1日	令和4年7月～令和5年6月	令和4年1月1日
申請月	・住民税課税（非課税）証明書 ・住民税額決定通知書	・確定申告書コピー ・源泉徴収票コピー															
令和4年4月～6月	令和3年度	令和2年分															
令和4年7月～令和5年6月	令和4年度	令和3年分															
申請月	基準日																
令和4年4月～6月	令和3年1月1日																
令和4年7月～令和5年6月	令和4年1月1日																